

品種保護対策業務実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、業務方法書第14条第2項第2号から第6号までに掲げる育成者権の侵害対策及び活用促進に係る業務（以下「品種保護対策業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(品種保護対策業務を行う組織等)

第2条 農研機構が行う品種保護対策業務は、種苗管理センターにおいて行う。

2 理事（種苗管理、リスク管理担当）（以下「理事」という。）は、品種保護対策業務の実施に関する権限を、種苗管理センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び提供)

第3条 種苗管理センターは、国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集及び整理を行うとともに、必要に応じて国内産地等に赴き、育成者権の侵害及び活用に関する実態調査を行うものとする。

2 種苗管理センターは、収集及び整理した情報等を農研機構のウェブサイト等により育成者権者等に提供するものとする。

(育成者権の侵害及び活用に関する相談及び助言)

第4条 種苗管理センターは、育成者権の侵害及び活用に関する相談窓口を設置し、育成者権者等から育成者権の侵害及び活用に関する相談を受けるとともに、対抗措置及び活用方法に関する助言を行うものとする。

(品種類似性試験)

第5条 種苗管理センターは、育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権の侵害が疑われる種苗、収穫物、加工品等（以下「育成者権侵害疑義物品」という。）を判定するための品種の類似性に関する試験（以下「品種類似性試験」という。）を行うものとする。

2 品種類似性試験を依頼しようとする者（以下「試験依頼者」という。）は、種苗管理センターに別に定める試験依頼書を提出して依頼を行うものとする。ただし、犯罪捜査に係る鑑定の場合は、鑑定嘱託書をもって試験依頼書に代えることができるものとする。

3 品種類似性試験は、次に掲げる事項のうち試験依頼者が依頼する事項について行うものとする。

一 登録品種及び出願品種（以下「登録品種等」という。）と当該登録品種等に係る育

成者権の侵害が疑われる品種との特性比較

二 登録品種等と当該登録品種等に係る育成者権の侵害が疑われる品種との比較栽培

三 登録品種等と当該登録品種等に係る育成者権の侵害が疑われる品種とのDNA分析

4 種苗管理センターは、品種類似性試験の依頼があった場合は、試料の数量、送付の方法、時期及び場所、結果報告の時期その他品種類似性試験の実施に必要な事項について試験依頼者と協議するものとする。

5 所長は、品種類似性試験を行うことが適当でないと認めるとき、又は品種類似性試験を行うことができないときは、依頼に応じないこととし、その旨を試験依頼者に通知するものとする。

6 所長は、品種類似性試験を終了したときは、試験依頼者に別に定める報告書をもって通知するものとする。

(品種類似性試験の種類)

第6条 前条第3項第1号の特性比較とは、試験依頼者から種苗管理センターに提出された植物体同士を目視及び計測により比較し、必要な項目について農林水産省食料産業局長が作成する種類別審査基準（以下「種類別審査基準」という。）を用いて特性を調査する試験をいう。なお、植物体の形質は栽培環境により変動するため、特性比較の結果区別性が認められたことをもって、比較した植物体同士が同一の品種でないとするものではなく、このことを確認するためには次項の比較栽培の実施が必要であることを、種苗管理センターはあらかじめ試験依頼者に説明するものとする。

2 前条第3項第2号の比較栽培とは、試験依頼者から提出された種苗又は提出された植物体から生産された種苗を栽培試験実施規程（28規程第145号）に基づく栽培試験と同一の方法で栽培し、必要な項目について種類別審査基準を用いて特性を調査する試験をいう。なお、提出された植物体から種苗を生産する場合には、成功しないことがあることを、種苗管理センターはあらかじめ試験依頼者に説明するものとする。

3 前条第3項第3号のDNA分析とは、試験依頼者から提出された植物体又は一部組織からDNAを抽出し、妥当性が確認されたDNA品種識別技術を用いて塩基配列を比較する試験をいう。

(品種類似性試験の試料等)

第7条 試験依頼者は、品種類似性試験を依頼する場合は、種苗にあつては栽培可能な状態の種苗を、切花にあつては特性の調査又は種苗の生産が可能な状態の切花を試料として種苗管理センターに提出しなければならない。

2 種苗管理センターは、提出された試料が前項の状態に合致しない場合は、当該試料を廃棄できるものとする。

3 種苗管理センターは、必要があると認める場合には、試験依頼者に試料の追加提供を求めることができる。

4 提供された試料は、原則として返還しないものとする。

5 所長は、試験依頼者から提出された植物体の種苗の生産を依頼された場合には、当該試験依頼者に種苗の生産の成否を通知する。

(侵害状況記録の作成及び寄託)

第8条 種苗管理センターは、育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権侵害疑義物品の状況の調査及び記録資料の作成（以下「侵害状況記録の作成」という。）並びに育成者権侵害疑義物品又は先育成品種若しくはこれらから抽出されるDNAの保管等（以下「寄託」という。）を行うものとする。

2 侵害状況記録の作成又は寄託を依頼しようとする者（以下「作成等依頼者」という。）は、種苗管理センターに別に定める依頼書を提出して依頼を行うものとする。

3 種苗管理センターは、侵害状況記録の作成又は寄託の依頼があった場合は、これらの実施に必要な事項について、作成等依頼者と協議するものとする。

4 所長は、侵害状況記録の作成若しくは寄託を行うことができないとき、又は適当でないときと認めるときは、依頼に応じないこととし、その旨を作成等依頼者に通知するものとする。

5 所長は、侵害状況記録を作成したときは、作成等依頼者に別に定める記録書を交付するものとする。

(侵害状況記録の作成)

第9条 前条第1項の侵害状況記録の作成は、次に掲げる事項のうち、作成等依頼者が依頼する事項について作成する。

一 登録品種等に係る育成者権侵害疑義物品の栽培、生産、保管、販売等の年月日、場所、数量、金額等の記録

二 登録品種等に係る育成者権の侵害が疑われる行為に関する関係者からの聞き取り調査の記録

2 種苗管理センターは、作成等依頼者から依頼があった場合、侵害状況記録の作成に係る調査に際して、侵害状況記録の作成の依頼に係る育成者権侵害疑義物品を作成等依頼者が入手するのに立ち会うものとする。

(寄託)

第10条 第8条第1項の寄託は、次に掲げる物のうち作成等依頼者の依頼する物（以下「寄託物」という。）について行う。

一 登録品種等に係る育成者権侵害疑義物品（切花等の種苗の生産が必要な寄託物については、種苗の生産が成功しないことがあることを、あらかじめ作成等依頼者に説明するものとする。）

二 種苗法第27条に規定される先育成に係る種苗

三 第1号又は前号の物から抽出されるDNA

(寄託物の提出等)

第11条 作成等依頼者は、寄託を依頼するに当たっては、種苗にあつては栽培可能な状態の種苗を、収穫物のうち切花にあつては種苗の生産が可能な状態の切花を、その他の収穫物及び加工品にあつては保管可能な状態の物を寄託物として種苗管理センターに提

出しなければならない。

- 2 所長は、前項に合致する寄託物の提出及び手数料の納付を確認した場合は、作成等依頼者に別に定める寄託開始通知書を作成等依頼者に送付する。
- 3 種苗管理センターは、提出された寄託物が第1項の状態に合致しない場合は、当該寄託物を廃棄できる。
- 4 所長は、提出された寄託物の種苗の生産を依頼された場合には、当該作成等依頼者に種苗の生産の成否を通知する。

(寄託物の保管期間)

- 第12条 寄託物の保管期間は、当該寄託物を種苗管理センターが受け取った日から1年間とする。
- 2 前項の保管期間は、寄託物の保管期間が終了する日の前日までに別に定める寄託更新依頼書を提出することによって、3年間を限度に1年ごとに更新することができる。この場合において、寄託物が訴訟の証拠品となる等の特別な理由があるときは、3年を超えて更新することができる。

(寄託物の廃棄)

- 第13条 保管期間が終了した寄託物は、種苗管理センターにおいて廃棄する。
- 2 種苗管理センターは、作成等依頼者から別に定める寄託依頼書又は寄託更新依頼書が提出された場合であっても、第18条第2項に定める納付期限までに手数料が納付されなかった場合には、寄託又は寄託の更新が取り下げられたものとみなし、当該寄託物を廃棄することができる。

(寄託物の返還)

- 第14条 作成等依頼者は、別に定める返還請求書を寄託物の保管期間内に種苗管理センターに提出することによって、その全部又は一部の返還を請求することができる。
- 2 所長は、作成等依頼者から前項に基づく寄託物の返還の請求があった場合には、別に定める寄託証明書を付して、速やかに作成等依頼者に返還するものとする。

(複本)

- 第15条 所長は、試験依頼者又は作成等依頼者から請求があった場合は、第5条第6項の報告書又は第8条第5項の記録書の複本を発行するものとする。
- 2 前項の請求は、第5条第2項若しくは第8条第2項の依頼書に記載し、又は別に定める複本請求書を提出することにより行うものとする。

(品種類似性試験等の中止)

- 第16条 所長は、天災地変その他やむを得ない事由により、品種類似性試験、侵害状況記録の作成及び寄託（以下「品種類似性試験等」という。）の継続が困難であると認めた場合は、当該品種類似性試験等を中止することができる。
- 2 所長は、品種類似性試験等を中止した場合は、当該品種類似性試験等の依頼者にその

旨を通知する。

- 3 所長は、品種類似性試験等の依頼者から別に定める取下げ申請書をもって品種類似性試験等の取下げが申請された場合は、当該品種類似性試験等を中止するものとする。

(品種類似性試験等の手数料等)

第17条 品種類似性試験、侵害状況記録の作成及び寄託（以下「品種類似性試験等」という。）に要する手数料の額は、別記のとおりとする。ただし、犯罪捜査に係る鑑定の場合その他所長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 試験依頼書、作成依頼書、寄託依頼書、品種類似性試験の試料、寄託に係る種苗等の送付のための経費並びに試料の採取及び現地調査に要する旅費相当額（旅費規程（18規程第92号）により算出した額とする。以下同じ。）は、品種類似性試験に関するものにあつては試験依頼者の、侵害状況記録の作成又は寄託に関するものにあつては作成等依頼者の負担とするものとする。

(手数料等の納付)

第18条 試験依頼者及び作成等依頼者は、本部管理本部藤本・大わし管理部長（以下「管理部長」という。）が発行する請求書により、納付期限までに品種類似性試験等の手数料及び旅費相当額を納付しなければならない。

- 2 前項の納付期限は、品種類似性試験若しくは侵害状況記録の作成の開始日の前日、寄託物を種苗管理センターが受け取る日又は寄託を更新する日の前日までとする。ただし、管理部長が納付期限を別に定めた場合は、この限りではない。
- 3 試験依頼者及び作成等依頼者が複数人いる場合は、これらの者は品種類似性試験等の手数料納付の連帯責務者とする。

(手数料等の返金等)

第19条 管理部長は、第7条第5項若しくは第11条第4項において種苗の生産が成功しなかった場合又は第16条第1項若しくは同条第3項により品種類似性試験等を中止した場合は、納付された手数料は返金しないものとする。ただし、種苗管理センターの責めに帰すべき理由により品種類似性試験等を中止した場合は、試験依頼者及び作成等依頼者から納付された手数料を返金するものとする。

第20条 管理部長は、品種類似性試験等の実施により生じた試験依頼者及び作成等依頼者の損害に対して、納付された手数料を上限として返金することができる。

- 2 試験依頼者及び作成等依頼者は、品種類似性試験等の実施により損害が生じた場合において、試験依頼者及び作成等依頼者が管理部長に対して支払った手数料の額を越える額を請求することはできない。

(農林水産大臣からの囑託によるDNA鑑定)

第21条 種苗管理センターは、育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令（平成18年農林水産省令第4号）に基づ

き、農林水産大臣から育成者権を侵害する物品に係る試料の鑑定の嘱託があった場合には、迅速かつ的確にDNA鑑定を実施するものとする。

2 理事は、試料のDNA鑑定を終了したときは、速やかに別に定める鑑定結果報告書により農林水産大臣に報告するものとする。

(登録品種等のDNA情報のデータベース作成)

第22条 種苗管理センターは、DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するため、農林水産植物の種類ごとに、登録品種、栽培試験実施規程(28規程第145号)第9条により収集した対照品種その他の品種について、品種識別に利用できるDNAマーカーを用いて遺伝子型を判定し、これらを比較する等により、DNA情報のデータベースを作成するものとする。

(情報システムによる手続)

第23条 この規程に基づく提出、通知等の手続は、情報システム(情報システム利用規程(20規程第114号)第2条第8号に規定する情報システムをいう。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、品種保護対策業務の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元.9.17 31-13規程第146-1号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元.11.26 31-17規程第146-2号)

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

附 則(令和3.4.1 03-7規程第146-3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記（第17条第1項関係）

1 品種類似性試験の手数料

試験の内容	基本手数料 （1つの登録品種 等と1つの比較品 種を比較する試 験）	比較品種が複数 の場合の手数料	その他の手数料等
特性比較	23,100円	基本手数料の額 に1つの比較品 種が増えるにつ き基本手数料の 額の50%を加 えた額とする。	基本試験手数料は栽培期間がおお むね1年の植物である。栽培期間 が1年を大きく超える場合は下表 のとおりとする。 登録品種等の追加は44,000 円（1品種に付き）とする。
比較栽培	132,000円		
DNA分析	34,980円		1回当たりの試験の分析試料数 は、10試料以下とする。

栽培期間が1年を大きく超えるときの比較栽培の手数料

栽培期間	3年未満	3年以上
手数料の額	198,000円	264,000円

注：栽培期間とは、は種、定植、挿し木等の実質的な栽培管理を開始した日から特性調査終了までの期間をいう。

2 侵害状況記録の作成の手数料

	手数料	備 考
侵害状況記録書	12,100円	原則として、1日又は1事件当たりとする。

3 寄託の手数料

寄託の内容	保管方法	寄託手数料（1年間当たり）
種子・球根	冷蔵	2,860円
苗・球根・切花	栽培	5,610円
収穫物・加工品	冷凍・冷蔵・常温	2,860円
DNA	冷凍	2,860円

4 品種類似性試験及び寄託のための植物体からの種苗の生産
13,090円

5 DNAの寄託における抽出手数料
5,610円

6 侵害状況記録書及び品種類似性試験結果報告書の複本
2,860円／部

注：（１）上記１～６の手数料は、消費税相当額を含む金額である。

（２）上記１～６の手数料には、振込手数料を含まない。

（３）上記１～６の手数料は、国等からの依頼には適用しない。

（４）上記１～６の手数料には、試料の採取及び現地調査に要する職員の旅費相当額は含まない。